孫倉見聞志

初編 二

へ.3
2475
3

茶礒榮

鎌倉管見聞志前編之參

目録

一 頼朝北條殿へ首服の事
一 清水寺願書並被事

門へ遠13
彌2475
巻 3

大江山鬼

頼光家臣忠義之事

箱王丸頼光に首級の事

曽我兵衛佐殿八歳にて首級さを見んと思ひ給ふ鬼をば清水観音の御授と称して小弟の宅に

舞ひ来る抑この鬼をば古物祝

法師が家来の人松茸狩に

み年郷のとき祐親の
山田友方を先祖とい
を消さ[illegible]
み有しが浮道入道生害の
尚人も自害して
あるとかのみ
家もしてい
より智勇
十五年ありしいとも
ざる智とのべ
異魂
ちどぶき感ぜ
も怪有の奇童
道之所尚人
て世の性
み書

とゝ八祐親の家ニ有ける大番とゝ
もの〻悔て祐親捕とれと命しき
富田八討死せ〻れとその子道こ所初
かゝりけるを伯母抱て流涙
ゝり和田義盛と申ける武者堂
宮ゝて始人〻て源平兄弟ゝ家ニ
とゝ申る鬼王丸と申人ハ若年の中ニ
ゝり去程ニ十郎祐成と申と道

中ニ兄弟の館ニ参り問改ゝ対面
てゆ〻しくゝ見ゝる事箱王今
十三ニ成の時より出家遁れ修行
ゝ登ゝ山て延暦の勧学と申ハ
ゝ朝〻教ゝと好て鞠蹴の業とと
とゝ出家別当ニ成られ阿闍梨
男みゝ安房ゝ祐信と申ハ
仕ゝ出ゝ山ニ行事ハ分て元

服のさもやさしく無き所にて
しとう連推参するといふ時改元
を吹聴する兄弟部屋の志あるす
ばらく知せる由心底を感じよくも
生ぶまし事ものうれいう福男ある門
て門弟を汚出家人の好ましく先祖
の遠忌を云ふ招の思事を宣
しりぶんもとう義迷も侍るなの思

志をもとるもの諸元服八歳まで
迷年ハ名生さる事もけうん
もれば酒人分を つゝ酒乳を
なさぬ時の元をわ清食首服
の事ハ知せり事ひる事
知ぬ為一字を弟中さんて時
お祝を元服さも弟様出家
とそ名付ら兄弟大ひよ悦

ひ孔附して家りうる若樹の別業
若主を出郭主もんと聞こえられ
りうみ庶弟和よりう沙弥知まを正
を弟りまでも同見へそれ当我
人を地はりうを出ぶまりれば母
を繁るき有し所は祐成兄と同道
して向りる郭人ホをこんて和
主屋りを十所りを呉今はまこ清

出ていりう縁男みるひもりひ
とを出りまとび母をを吟和まがを
りあべきいるまこ姉清姉あるを
兄達へつぶん立有指をるひ事
まを〜十所みる日奥を和を
知らまして知ども時家を内へを入
も陣をりは立有指十所手内よ入
りまとび母清りみて立を博ひのへ和を

そで〳〵出家をもとめ（中さんと法名を
ひらき給ふ）とび中さんは遠く京法師よ
り行くもの石ぢんの男子をかりもち
河内づ河内ものさみいきうりみれ
ば母を大ゆ驚きかぐ亡父の事
をとりひしぎ中さんとまてかり
るぐ忍ち法子をとりさとさ云で
を移て内へ入ナ命みもりひとていると

きび若をと法師ハ外で男子
ハ中ぶまで定て和尚の手ぶひる
らんとぶハ法師ハ河津でのみ別まと
一河死をべりしを法ぶみうまりひる
き命をとるぐ〳〵ものハ河津ハ安ぶ
育て父のうまもうんまさハ父のば
さひを帰らるんと母ひ山ぶ少ども
ありつるみ祖父法師ハ発でのハ源義経

み法故對有り也。法華經を
強く先年既に講もらるべきところ
和田留山の方より若の好を思
命をかけしより後
もろともに世間とともに日法
の門前の有さま国々
是をも知ぬ法の道の子孫
とも世に有身なれば後生の絶り

もとる敵方とうざうり立所なりまま
ちさうの屋まに祐信どのとのとり
ち若林の名字ハ名字も法華ぶ
孫と知ぬ世間を廣く雖
酒もる事叶ハ原角〳〵一門親類
ものも法もも連ぶ十所ぶ
寄沙を見るも有ぬ事も事
とおさぶ悪しく有まうぶと十所

が男みるのしさくとも今さら悔く
ものよ若さまでゞえ腹して見て
ちがはゞくせどき世をみたる命如
みゝと添る事腹をまとても
世を捨る事の叶るさる舟りて乞て
ちがはゞく男ゆ捨りの行を同世命
もるの心ぞやせんそ出家して有ふ
ハ一ツハ父の跡を弔ふ二ツハ母の心を
慰ん三ツハその舟の沖をしるる
で九族大千世界の功德を
行ずとも一心の誓願して浄世未来
の父母に菩提を弔ざる
事の有さよりもとへ所を
ともに捨ずしたゞ男ゆ捨りし
もそを悪ましき母ゞ云事をとちひ
ぬ母ゞの法道とのこもおとをぞ

勘當で母有りしとぞ聞えおりける
もとより行ひすまして迎をもくる
悪きふるまひなりとて
どうりる時家も清子のまいれうも
つくまり蓮を咎もとり法をなす
所も母乃立腹尤の筋なれども
中形ぐうんとおりひしとつまり怒り
強くまとびとりふみ度をとらく

敵屋中にのりる時家もくとす所の
敵屋よりとり唯今母の仰ーくるつも
知れおりとり部くに及ぶ事の心を確
眼前母は縁きをとるる中に出家の
うへの出家なる間郷をとび出
しく出部をとび母のよう体を体り
中間しとつみ子所呼ぶく和なる
そしりの心をう見んとてかくさ

るう毎の勅書文書き事初より
ゆえ世世に知れり給ふ者共の
陪りあく実は行きたるうへ
あるも今日のごく宣下も祝子の事
みりあるべき所なるべきそれ
ゆえ行きたるうへ法師と為
べき事なれば神文小事の言葉と
なる一字をあらず毛利を同国

あく別して初めより心をそそぎ祝
の歌を賜はり亜相殿参
仰せ法師と為べき毎の毛利を
ゆえ毛利殿の事なれば
勅書と稱ひるべき歌まる所の
祝子まで祝国和ある者一行事を
歌法也文書員中より賞ぜ
も歌と一和は居の歌は出度時

義乃為りを宣しうんとやもてゝ
阿家の勇を恨しび大悦終る人ら恩
庭訓ら満足もり実々母の云葉
そして兄の心習りやちんと兄弟おく
そんしら唯今のごとくやもてるり卿
恩を捨てきて男女ら
阿家とあり中みるるも行で入道
波とべきや母の恩もふりといふも

父の恩ら捨るべし武つの孝義
波を対ら母の恩ひかりけと
そて只時の動る事を清ちると兄
弟母と母と取るもつと弟ふ
宵相勇ら者ら者ら
者ら

清水法実称額と渡る事
兄弟兄弟の業ぶ明金者教法師と

弥ひしりとも法然聖人心ひかれ国る
き所四月の頃下向のよりしかな所まへ
くよう毎夜流金みがもとき和尚
聞し小原古肥の元とも聞ま
しく行西へ西へ行兄弟をえひき
ありかりければ歌を詠せしこしてる
も法然流さて悪をと清めるあるべ
えば法然とのたまへる和尚兄弟のと

もびとこの祝き一族ありとて
も西頭の半ば流ぬ彼父俊資
入道と申受ありしか法然とナ我の
ときか京都ヨリ小松殿の使文
武者道の義経遣
しか平家世ものの也
管法半ばさりとり
るまで人勝とる法
を安元二年心

用武者所の一番組と名まとこ之後一
番組組頭と名乗る事ハ二番の
名乗ハ下河辺又三郎
番先と組頭ハ武者所之所
組所と石橋山の合戦ハ軍勢
地まつり源氏ハ居る者組頭
字佐美ハ先と第一て先ハ軍
ハ組字佐美ハ所ハ

ちりハ頼朝公ハ京都の御
家ハ御院内の法
逆ハ是ハ第ハ別ハ智の道
道ハ軍勢秘密の
時迫ハ御ハ国侍東の
ハ練せらまし所ハ
ぞ日ハ出陣して
と威勢ハ

ち相続み遂セ一族家をもはぐ
東国の西部人金と同金武士となる
とり乳母年若み給て年月を経て
云事も有セしかば法華寺と
始るといへども彼人君の西側に出生
同云そるの後人名りし高の宮ハ
常みち元石弟る半ばさる所
祐経み思くいるまこてハと心み悔く

ばかりを云事み出さしとのあ給て
仏法帰依を専と擬まひる形中今
年七月廿日法会とのの法華経
其会参りしくみ君の西わ仏事前
参之間同くく其会を同くふ小線
関政大江廣元入道蓮仏同つまて参
綱ば始ての所法寿出生年十五歳父と
若み西前よりて其会とうん相しく

居う狩猟遂て帰る
とて碁の打なども囲碁の打なども引続て
る事狩猟ゞ居べき理なし狩猟伝実
ゞ君の後世より尚冠白妙なる衣
く狩猟後より出り尚の世をとりて伝
実をいぶきて（雅也）ものを論ずまり
て見有せしゝ伝実ゝ多有事なりしゝ
狩猟ゞ和泉の振出をいうりるる歌

色を変ゞ遥出しゝるを君と如之綱
ハ基ゝ打入ゝ見ゝを初ゝ引続の面
ゝ多年ゞ狩猟ゝ中ゝの面ゝ乳
ありとゝ聞ゝ訪ゝ伝実ゝ尋ゝで
来り一ツの碑をとりて遥遠をつゞ
て狩猟ゞ面ゝを手んで打ゝ
なゝまゝで頭当て彼る面ゝゞして
水干をゝゝる君を初ゝ中の面

大内義隆きたる伝実にて迎
出さうと父の碁盤碁石をもたせ
ら猫の猫をふそしらぬぎ部屋へ遣を
出るまでも伝実をもつて其内
宵知まで居りつる而前出帰りて也
れ伝実長崎の猫の猫を持ちうぶの家
相右衛門様迎ひけれども其内宵知
もとも定つて出へも帰りゆき浪人

をとりさらぶ吟味をみうとと云はあぐ
ゆ人々猫を抱へ出ちゆみ疱瘡を御
の半ばまでも額に回さき西鶴
しく見へ居るそ君侍殿りの毒
らるしりは碁盤を形ぶ毒り
ぶひ囲碁を散乱して赤面の猫て
叫こまる猫は疱瘡の為出いる
ふうる今日の猫の猫碁盤

を後にして知ざりし伝実ならう
せきがうと沙汰ハ家出とべきやと
為綱ハ命をらる為綱郎子の申る
もとゞ思ひ侍ものよとこそいへの
場の張子知まさに伝実が罪ありと
心得猶出さんと有て方〻家出もそ
の有所をとゝ知ども心を痛りる
和田義盛伝實と抱まうの事

伝実ハ所伝実ハ為綱を打殺て
沙汰所を逐電ろう心ざしつこさ有者
也郎宿り論ぶ東と和田義盛ハ
方々おもき沙汰所にて志ろぐのようを
沙汰定て父の為綱郎義盛ハ
とも武士の云地にて山右の伝合ハ
ちゝび伝事出ハ申ひやさるべき沙
ハ也ば父ハ為綱をゆゞ命と惜ん

ゐて迎来りしと思ふべきまでも拒
ばんも唯祐経が為ぞ罷せ一生の
暇さよ道も来りゆかと中なまぶ哀
なる大ひよ感じ第三の舟とて能
色せまして物の祐経辺りに於てはそれ
つゐ一命を惜てかくまひ中さん心無く
なりひ人祐経君のてうあひみ流り
後若き人のふるまひ思ひ情と云の色

一法を引さるそ申ぞ
軍く変所し第ふせんと心よ清
合法実ゐ勇智と呉全て新ろそみ
かまひ初の新して拒ると何ひるる
ま法所の西法ハ智呉ぬ小
冠右ゐりとしゐる武士の向とと敵
ろ年中情祐経定りく
惜ろおりゐ自ぐ志ハそみ実

を吟味して篇目は後に定め
金ぜらるべし綱要金よりおりべき物
羅ひまぶり法べき事を好く諸人の
為ようにとぞもせもうて神は
ようかつらの出さんとて角くさうあると
いづれも法度書初まさしき性質なれば
聞く法実ちとまうの神まく品位の人を
角用ひるは法実一くるは性質なれば

ろる面へ美なるそなへ小事乃鏡は
知り問政は對面の物語りの序事
中ろる時法前は有て為綱の悔
法律は對 梅雨ちと好くる事也
也有べき美く法実若冠とつ定も
加るくして法る法律ちうぶまぶ小
事多りは品位まもまもぜば始終
の事と品物知るる事と事は問政

軍ていうゆもしそまぐ其さあり
つるぐ君と為綱基の腸腹を心うつ
り指をと知らぐ伝実う指揮りおぶ
ゆ分て終るきうゆ形り行の加といふ
事と知らぐさ伝實へ別み高い
のりうべきゆう好問ゆ至んぐうゆ
もまるや知紙くぐんぐるれりとやさ
ましうばふうゆ迎えう言ゆも及ぐぐ

ていづまゆ弟俊の弟行と接授
ゆ過出ていりう周情ゆ廣元の
嵩訓ゆえり右のこぐ寄ひうまぐ
廣元うれびきは俊ゆ拙ゆそのもと
宿ゆ迎ぐべき事行り妻ひの史へ
来出ていく相沢俊ぐで時清前まて
君と為綱国基をと折指ゆ是伝
実傳ゆ見指ていりしが迎く伺

の業ぶり宣旨の篇和歌の引
雖也如之篇本書一生涯者
不知ぬ小冠者の白狩り
とのゝ子曾我ゝ抱退と
書しく伝実いう事と引退
出せりしも何のゝ人ふ皮
まで祐経ら見を知ぬ事
ゝのゝ見をゝ月分の篇ゝ乳

ゝとおりしも長谷の事拵さう
あと及ぶ伝実まで退出ぬまで
別の事なしとおりしも良ぬ
伝実立ゝ右の猪狩おりぬ
おりとゝも清和を忍ぶる事
伝実ゝ罷おりとゝ角ぬ
祐経ら後さんゝ出後の事なぬ
豊綱まゝ親子の事非欲の

始り祐經が元服を合せるあひだ
笑ひの種ともなるべきまことばかり
始終を知りあるひとのかきあつめ
伝聞が罪が受るかたをいと見ん
とも其後よりて流きの受所
をもさんをいで始まるそのもとの道
して兄弟をとゝのふとんとそん
者ありしかとも祐經が実

が中絶よ者合せる面心みよろこび
廣元の側が者ものうちかるが中の
こゝ由てハ行ものも伝実と罪もらる
べきものとていとんやまゝ祐經が没
をつぎ命り毛頭が其後の
事なるまゝ紀明をべ者を
沙汰をゝ君祐經と異なる事め
らるゝ道理なり只一筋ゝ中条

みちく事ありて相模へまゐる途
の事ハそれ〴〵聞うとゝのひ
中さんぢるる事所聞をとゝのひて
君やう指くと云とて双方まつ
あく納る間まさめ之綱りとそれ
ぐ對面中合云と彼也ひとん者
しゝば廣元此事結る間ぐてそふくた
うふひろへて清和ゝ事一紙〳〵云と

中へと聞法故別に及び其旨
ゝ仰未之所也之綱ぐ富士より對
面てけるゝ及ぶ子息の義と
仰せ逐電せ市道心當ゝを
及ぐんとゝまでも信実ハ迷ゝらゝよ
おゝふまゝ命人の法を軍ゝ信実
出家を逐ゝ遂云もとゝ行ける
と清道云上ゝて彼を嫡子ゝ

出奔してちくてんに行るとて坂田郡にきたりて一面の地をあげるまぎ中ゆゑ
ゆゑ再び出乳母ハ及ばずとて
まく宣敷とくしんせんにて
伝実出来りしも一回海ぐる事ありて
ばに留ゆゑ次第に苦労のある御ハ
仏前の冥免許と願ひえのごく教子
の結びをあべき事なりゆゑこの旨

御へゆゑ下しとゆゑ
出屋敷ゆゑ面白
まいりする死刑
きみたりて唯わ
ゆゑ惜しの西十方
出さづみ御七只今
宣中ひと教ぞんぞるとして武蔵国
の重綱のもとゆゑ

とく業綱が情の云世事と世すれ
ばくちなりけるとも浮りける時すべ綱
清和中宮に伝実が出家さま
の出家の出家とのがれ逐電せる中
納言の見せけるに親父の子と
業絶せらるの地とはなるまで
くの物を捨家の後国陸奥に
らまの国とと云ふと牧頼の軍に

綱が心底を察するに
見るこの切り後に捨家とそのまま
捨ずるべき思ひまとも猛獣の西海
に流罪とすべて業綱が家れか
もきて伝実が泥酔して
るうそで業綱音色と言ひ中ろう
よと言ふ人ども猛獣に捨ていさう
出家と毎せで只伝実が思ふ高

謙金

謙金見宜志巻之三終

銀